

第1 フランス知的財産法典の構造

1 知的財産法典の構造について

知的財産法典 (le Code de la propriété intellectuelle) は 1992 年に編纂された。知的財産法典には、法律の部 (Partie législative) と規則の部 (Partie réglementaire) がある。

第 1 部が著作権法に相当する文学的・美術的所有権 (les propriétés littéraires et artistiques) である。第 1 部には、第 1 編に著作権、第 2 編に著作隣接権、第 3 編に著作権、著作隣接権、データベース製作者の権利に関する一般規定が定められている。

第 2 部 (第 4 編以下) は日本における工業所有権法に相当し、第 4 編は行政組織、第 5 編は意匠、第 6 編は特許、第 7 編は商標に関する規定である。

第 3 部には海外領土等への適用に関する規定が置かれている。

2 著作権の用語について

フランス語で著作権という場合、伝統的に、文学的・美術的所有権 (les propriétés littéraires et artistiques) という用語が用いられ、これには、著作者の権利 (le droit d'auteur) と著作者の権利の隣接権 (les droits voisins du droit d'auteur) を含む。知的財産法典第 1 部も著作権法全体を示すものとして文学的・美術的所有権の用語を用いている。

★目次★

http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page_id=1237